

## 千曲市公共工事に係る中間前金払取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、土木工事・建築工事及び設備工事(以下「公共工事」という。)の中間前金払に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2 中間前金払をする対象は、千曲市が発注した当初の請負代金額が100万円以上の公共工事のうち、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第1項の規定により前金払をしたものとする。

(割合)

第3 中間前金払をする額は、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、中間前金払を支出した後の前金払額の合計額は、請負代金額の10分の6以内とする。

(公告・通知)

第4 中間前金払をするときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び千曲市市財務規則(平成15年規則第31号)第106条の規定により公告又は同法施行令第167条の12及び同規則第117条の規定により通知するものとする。

(契約約款)

第5 中間前金払をするときは、工事請負契約約款に中間前金払の事項を設けるものとする。

(認定方法)

第6 発注者は、請負者から中間前金払認定請求書(様式第1号)の提出があり、次に掲げる要件について適当であると認めるときは、速やかに中間前金払認定書(様式第2号)を請負者に交付する。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工事工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(支払)

第7 請負者は、中間前金払請求書(様式第3号)に中間前金払保証証書を添付して請求するものとし、発注者は請求を受けた日から14日以内に支払うものとする。

(委任)

第8 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年9月1日から施行する。